

岩手県漁業士認定等実施要領

制定	昭和	61年	12月	2日
一部改正	平成	8年	11月	28日
一部改正	平成	9年	4月	14日
一部改正	平成	12年	4月	13日
一部改正	平成	16年	5月	17日

(目的)

第1 漁村青壮年に将来の地域漁業振興の中核的漁業者としての意欲を喚起し、その自主的活動を図るため、すぐれた漁業青年を「青年漁業士」として、また、現にすぐれた漁業経営を行い若しくは漁村女性活動において実績を有し、漁村青少年の育成等に指導的役割を果たしている者を「指導漁業士」として認定し、もって広い視野と積極的な行動力を身につけた漁業後継者を育成するものとする。

(漁業士の認定要件)

第2 青年漁業士及び指導漁業士（以下「漁業士」という。）の認定要件は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 青年漁業士

ア 岩手県が行う青年漁業士講座を履修した者、または知事がこれと同等以上の資質を有すると認めた者であること。

イ 一定の漁業従事経験を有し、かつ、将来とも漁業に従事して地域漁業の中核的推進者となると見込まれる40歳未満の者であること。

ウ 漁業青少年の集団活動に積極的に参画し、中心的な活動ができると見込まれる者であること。

(2) 指導漁業士

ア 次のいずれかに該当するものであること

(ア) 漁業技術、経営管理能力が優れており、かつ、地域自立経営型漁業者として先進的経営を行い、指導力に優れた者。

(イ) 漁協女性部において活動実績を持つ女性で、指導力に優れた者。

イ 漁村青少年の育成指導に積極的に参画し、かつ、熱意と理解を有する者であること。

(漁業士の認定)

第3 漁業士は市町村長、漁業協同組合長、及び女性の場合は漁業協同組合女性部長の推薦に基づき、別に定める岩手県漁業士認定委員

会（以下「認定委員会」という。）の選考を経て知事が認定する。

（漁業士の推薦）

第4 第3に基づく推薦は、岩手県漁業士推薦書（様式第1号）を被推薦者の居住地を所管する地方振興局水産部長（以下「水産部長」という。）を経由して知事に提出して行うものとする。ただし、市町村長の推薦に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

（1）身上調書（様式第2号）

（2）漁業経営調書（様式第3号）

（3）岩手県漁業士推薦同意書（様式第4号）の写し

2 水産部長は、前項の推薦書の提出があったときは、添付書類を確認、調査のうえ、漁業士推薦意見書（様式第5号）を添付して知事に進達するものとする。

第5 知事は、漁業士を認定したときは、岩手県漁業士登録台帳（様式第6号）に搭載し、認定証書（様式第7号）を交付するとともに、沿海市町村及び漁業関係団体に通知するものとする。

（漁業士の責務）

第6 漁業士は、漁業に関する高度な技術、経営管理能力等の向上を図ることにより、地域における社会的評価を保持するように努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、漁業士は、次の各号に掲げる漁業士の区分ごとに、当該各号に定める責務をおうものとする。

（1）青年漁業士

ア 漁業に対する研究と実践を積極的に行うこと。

イ 青年漁業者等の集団活動に積極的に参加すること。

ウ 地域における漁業の振興のための計画の策定及び実施に積極的に参加すること。

（2）指導漁業士

ア 漁業に関する研究と実践を積極的に行い、その成果の普及に努めること。

イ 青年漁業者の実践学習等を積極的に指導すること。

ウ 女性の指導漁業士にあつては漁村女性活動において中心的役割を果たし、漁村地域の活性化と担い手の育成に寄与すること。

エ 県又は市町村が行う漁業者の育成対策について随時意見を述べるほか、地域における漁業の振興のための計画の策定及び実施に積極的に参加すること。

(漁業士の活動助長のための配慮)

第7 知事は、漁業士の指導活動及び実践活動の充実強化に資するため、次の各号に掲げる事項について配慮するものとする。

(1) 漁業士を対象に漁村青少年の育成指導、地域漁業の振興等に関する研究会等を開催すること。

(2) 漁業に関する研修会、技術交流事業等へ優先的に参加させること。

(3) 漁業士の自主的活動を促進するため、漁業関係資料等の配付及びその活動に必要な情報の収集と交換に関すること。

(4) 水産業の発展につくし、漁業士としての活動において特に功績顕著とみとめられる者に対して感謝状を交付すること。

(5) その他必要な事項に関すること。

(認定の取消し)

第8 知事は、社会的、道義的に漁業士としてふさわしくない行為があると認めたととき及び漁業に従事することを取り止めたときは、認定委員会の同意を得て、漁業士の認定を取り消すことが出来るものとする。

2 知事は前項に定めるもののほか、漁業士から岩手県漁業士実務辞退届(様式第8号)の提出があったときは、漁業士の認定を取り消すものとする。

(退任した漁業士への感謝状の交付)

第9 知事は、岩手県漁業士活動等規定により退任し、長年の功績が認められる者に対して感謝状を交付することができること。

(附則)

この要領は昭和61年12月2日から施行する。

(附則)

この要領は平成8年11月28日から施行する。

(附則)

この要領は平成9年4月14日から施行する。

(附則)

この要領は平成12年4月13日から施行する。

(附則)

この要領は平成16年5月17日から施行する。

(様式第1号)

(指導・青年) 漁業士推薦書

平成 年 月 日

岩手県知事 様

市 町 村 長
漁業協同組合長
漁業協同組合女性部長
氏名 印

下記の者を岩手県(指導・青年)漁業士として推薦します。

記

- 1 住所
- 2 氏名しめい
- 3 生年月日
- 4 推薦理由

身 上 調 書

氏 名	生年月日 年 月 日 歳			写 真
現住所				
最終学歴				
研 修 歴	研 修 名	受 講 年 受 講 場 所	研 修 内 容	実 施 機 関 名
漁業学習グループ名		グループ活動年数	漁業自営経験年数	
		年 月	年 月	
グ ル ー プ リ ー ダ ー と し て の 活 動 概 況	役 職 名	年 数	活 動 概 要	
資 格 免 許 等	取 得 年 月	種 類	取 得 年 月	種 類
賞 罰				
備 考				

漁 業 経 営 調 書

住 所
氏 名

1 経営の概要

(1) 家族と漁業従事者等 (本人を含む)

氏 名	続 柄	年 齢	労働能力 の有無	年間漁業稼働日数			備 考
				海上作業	陸上作業	計	
雇用労働力			人	延べ人数			

(2) 保有漁船等

船 名	ト ン 数	建 造 年	使 用 目 的	備 考

(3) 経営の成果

(金額単位：千円)

	漁業種類		収入 (A)	支出			可処分所得 (A - B)	利益率 {(A - B) / A}
				支出総計 (B)	うち人件費			
					本人※	雇用		
漁業収入	漁船漁業							
	小計							
	養殖業	台						
	小計							
	採介藻							
	小計							
	漁業収入合計							
	漁業外収入	収入の種類		収入	支出			可処分所得
漁業外収入合計								

※本人の人件費については、税金申告等で支出総計に含まれている場合に記載すること。不明な場合は0円とする。

2 その他参考事項

様式第4号

岩手県（指導・青年）漁業士推薦同意書

岩手県（指導・青年）漁業士として推薦されることについて同意します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名 印

（市町村長）様

様式第5号

岩手県（指導・青年）漁業士推薦意見書

平成 年 月 日

岩手県知事

様

地方振興局水産部長 印

被推薦者（住所）

（氏名）

- 1 漁業士としての資質及び意欲
（研修、知識、技術の程度、家業の分担分野）
- 2 その他認定上の参考となる事項

岩 手 県 (指 導 ・ 青 年) 漁 業 士 名 簿

平成 年 月 日現在

認定年月日	氏 名	年齢	性別	生年月日	所属漁協名	〒 現住所 (T E L)	主たる漁業種類	備 考
.	漁協	正 准 無		
.	漁協	正 准 無		
.	漁協	正 准 無		
.	漁協	正 准 無		
.	漁協	正 准 無		
.	漁協	正 准 無		
.	漁協	正 准 無		
.	漁協	正 准 無		

第

号

認定証書

市 町 村 名
氏 名

あなたを岩手県 漁業士
として認定します。

平成 年 月 日

岩手県知事

印

様式第 8 号

岩手県（青年・指導）漁業士実務辞退届

平成 年 月 日

岩手県知事 様

住 所

氏 名 印

今般、一身上の都合により（ のため）岩手県
（指導・青年）漁業士の実務を辞退したいので、御了承くださるようお
願いします。